関等が特別関係協同組織金融機関等となったときにおける当該各特別関係協同組織金融機関等の中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方策

(2)　［略］

三　次に掲げる方策その他の地域における経済の活性化に資する方策

［イ～ニ　略］

（法第三十四条の三第一項第三号の責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項）

第五十一条の二　法第三十四条の三第一項第三号に規定する主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一　員外監事であること。

二　特別関係協同組織金融機関等と取引関係（貯金に係るものを除く。次号において同じ。）がある者であって当該特別関係協同組織金融機関等の主要な取引先であるもの（農林中央金庫を除く。）又はその役員若しくは使用人でないこと。

三　特別関係協同組織金融機関等と取引関係がある者であって当該特別関係協同組織金融機関等を主要な取引先とするもの（農林中央金庫を除く。）又はその役員若しくは使用人でないこと。

2　法第三十四条の三第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、第五条第二項各号に掲げる事項及び一人以上の法第三十四条の三第一項第三号に規定する監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項とする。

（法第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項）

第五十二条　法第三十四条の三第一項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

（法第三十四条の三第一項第六号の責任ある経営体制の確立に関する事項）

第五十三条　法第三十四条の三第一項第六号に規定する主務省令で定めるものは、第五条第二項各号に掲げる事項とする。

（法第三十四条の二の申込みに係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項）

第五十四条　令第三十条の三第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合において、法第三十四条の二の申込みに係る資金が信用事業（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第三項に規定する信用事業をいう。次号及び第五十九条の十五において同じ。）のみに充てられることについて適切に審査するための体制に関する事項

二　［略］

（法第三十四条の七第一項の規定による協同組織金融機能強化方針の変更）

第五十七条　［略］

2　法第三十四条の七第一項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針を提出する農林中央金庫は、当該変更後の協同組織金融機能強化方針に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、変更後の協同組織金融機能強化方針は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一　［略］

機関等となったときにおける当該各特別関係協同組織金融機関等の中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方策

(2)　［同上］

三　その他地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

［イ～ニ　同上］

［条を加える。］

（法第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項）

第五十二条　法第三十四条の三第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

（法第三十四条の三第一項第五号の責任ある経営体制の確立に関する事項）

第五十三条　法第三十四条の三第一項第五号に規定する主務省令で定めるものは、第五条各号に掲げる事項とする。

（法第三十四条の二の申込みに係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項）

第五十四条　令第三十条の二第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合において、法第三十四条の二の申込みに係る資金が信用事業（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第三項に規定する信用事業をいう。次号において同じ。）のみに充てられることについて適切に審査するための体制に関する事項

二　［同上］

（法第三十四条の七第一項の規定による協同組織金融機能強化方針の変更）

第五十七条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］